

本ガイドラインは、外国証券の取引に関する規則（以下「規則」という。）第43条第1項及び第2項に定める、外国株式信用取引を行っている銘柄に係る剰余金の配当その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合及び株式分割等により株式を受ける権利その他の権利が付与された場合の取扱いに関する考え方を取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語の定義は、特に断りのない限り、規則において定めるところによるものとする。

1. 配当等に係る処理について（規則第43条第1項に基づく計算方法）

外国株式信用取引を行っている銘柄について配当等が行われた場合には、会員は以下のとおり信用売り顧客から金銭を徴収し、信用買い顧客に金銭を支払うこととする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在における信用売り顧客から徴収する額
配当等相当額・ 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在における信用買い顧客に支払う額
配当所得に対する源泉徴収税額相当額（銘柄ごとに定められた軽減税率適用後の米国源泉税相当額及び国内源泉徴収税額相当額（国税分に限る）をいう。）を控除した額 |
|---|

2. 外国株式信用取引において権利処理の対象とすべき権利（規則第43条第2項に基づく権利処理）

(1) 権利処理の対象とする権利

会員は、外国株式信用取引を行っている銘柄の株式に生じる権利のうち、以下の全てに該当するものを権利処理の対象とすることとする。

- ・ 株主であれば当然享受できるであろう利益が生ずるもの
- ・ 株式数に比して比例的に利益が受けられるもの
- ・ 譲渡可能なもの
- ・ 権利落ちの時点で金銭的に評価できるもの

(2) 権利処理の対象としない権利

会員は、外国株式信用取引を行っている銘柄の株式に生じる権利のうち、以下に該当するものについては権利処理を行わないこととする。

- ・ 株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券その他金銭的に評価できない権利

3. 自社が行う権利処理の方法の方針について（規則第 43 条第 2 項に基づく権利処理）

会員は、以下の点に留意し、自社における権利処理の方法について定め、あらかじめ顧客に知らせることとする。

(留意点)

- ・権利処理にあたっては、信用買い顧客及び信用売り顧客双方の不公平をなくすよう努めるものとする。
- ・投資家の分かり易さのため、可能な限り国内の信用取引と同様の取扱いとすることが望ましい。
- ・権利処理にあたっては、調達条件等に応じた内容であることが必要ではあるものの、国内の制度信用取引における処理を参考とした取扱いを自社において定めることが考えられる。
- ・外国株式信用取引には、制度信用取引における権利入札の制度がないことから、権利処理を行う場合は、自社において権利処理価額を定めて行うことが考えられる。

4. 考えられる権利処理の方法の参考例

規則第 43 条第 2 項に基づく権利処理は、以下の例を参考に自社で定める方法により行うものとする。

(1) 株式分割等により株式を受ける権利（株式分割、株式無償割当て、新株予約権、新株予約権の割当てを受ける権利）が付与された場合の権利処理の方法

① 権利処理価額の授受によって権利処理する場合

- ・ 外国株式信用取引を行っている銘柄につき、株式分割等により株式を受ける権利が付与された場合は、自社が定める権利処理価額に相当する額の金銭を当該銘柄の株式分割等により株式を受ける権利の割当期日現在の信用買い顧客に支払い、信用売り顧客から徴収する。
- ・ 権利処理価額は以下に基づき計算する。

※実際の権利処理価額は、以下の方法で算出した価格に株式数を乗じたうえで、権利処理に係る手数料等を考慮して算出することが考えられる。

※以下の計算により実際の権利処理価額や調整後の建て単価が正数にならないケースが生じた場合は、自社の状況に応じて対応する。

(i) 外国株式信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式

$$\text{株式の権利付き売買最終日の終値} \times \frac{\text{株式の権利付き売買最終日の終値} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}}{1 + \text{新株式割当率}}$$

(ii) 外国株式信用取引を行っている銘柄と異なる種類の株式（現地取引所に上場されている場合）

$$(\text{旧株式の権利付売買最終日の割当株式最終値段} - \text{新株式払込額}) \times \text{新株式割当率}$$

(iii) 外国株式信用取引を行っている銘柄と異なる種類の株式（現地取引所に上場されていない場合）

会員が新株式の売却又は買付をする価格

(iv) 会社の分割による株式を受ける権利（現地取引所に上場されている場合）
分割を行う会社が発行する株式の権利付き売買 × 新株式割当率
最終日の承継会社株式最終値段

(iv) 会社の分割による株式を受ける権利（現地取引所に上場されていない場合）
会員が新株式の売却又は買付をする価格

- ・ 信用買い顧客に支払う金銭は、当該外国株式信用取引について貸し付けている買付代金から差し引き、信用売り顧客から徴収する金銭は、当該外国株式信用取引の担保となっている売付代金から差し引くことにより権利処理する。

※ 権利処理価額による金銭の授受について、税制上の取扱いを確認する必要がある。

② 株式分割・株式無償割当てを保有株式数の数量変更により処理する場合

- ・ 株式分割により株式を受ける権利又は同一種類の株式無償割当てにより株式の割当てを受ける権利が付与された場合、買付有価証券及び売付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に 1 を加えた数を乗じた数量に調整し、買付価格及び売付価格は、当該価格に当該新株式割当率に 1 を加えた数で除した額に調整することにより処理する。
- ・ 当該株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の買付価格又は売付価格は、調整前の買付価格又は売付価格から当該新株式の買付価格又は売付価格に新株式割当率を乗じた額を差し引いた価格とする。

(2) その他

(1) と異なる、又は (1) の各事例の組み合わせによる権利の付与が行われる場合においては、権利処理の前後で顧客が保有する権利の経済価値に影響が生じないように、措置をとるものとする。

以 上